

広島県男女共同参画基本計画(第4次)案に対する県民意見募集の結果について

広島県男女共同参画基本計画(第4次)案に対する県民意見の募集に御協力いただき、ありがとうございました。

寄せられた御意見の内容と県の考え方は次のとおりです。

1 募集期間及び意見の件数

- (1) 募集期間 平成28年1月27日(水)から平成28年2月9日(火)まで
- (2) 意見の件数 49件(19人・団体)

2 寄せられた御意見の内容と県の考え方

【第1章】計画の策定に当たって

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
総括目標「社会全体における男女の地位が平等だと感じる人の割合」の目標値が「現況値からの向上」とはあまりに消極的で本気で男女共同参画社会を作ろうとしているのかが問われる。せめて男女はいずれも50%とすべきである。	「平等感」は個人の感覚であることから、具体的な数値を目標として設定することは困難であるため、引き続き、現況値からの向上及び男女の数値の差の縮小に取り組みます。	P8
<基本的な視点>の「しっかりとした環境を創る」という表現は、抽象的なので「参画を可能にする環境を創る」とか「参画を容易にする環境を創る」といった表現にしてはどうか。	『男女共同参画を推進するための「しっかりとした環境を創る」』という視点については、男女共同参画を確実に進めるために必要な堅固な環境を創ることを表現しています。	P8
<重点的に取り組む項目>(及び第2章「女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備」)の「また、生産年齢人口の減少が予測され、地域経済の活力低下が懸念される中、より多様な人材の能力を生かしていく観点から、様々な職場での「女性の活躍」が一層期待されています。」は削除されたい。 今でも女性は様々なところで、しかも男性にくらべ低賃金で不安定雇用の非正規雇用で働き、また、仕事と家庭、地域活動で十分すぎるほど活躍しており、それが正しく評価されていないことが問題である。生産年齢人口の減少対策として女性の活躍を求めるのではなく、男女の均等待遇を進める施策を行うべきである。	職場で働く女性の活躍を促進する背景として、性別に関わりなく誰もが仕事と生活の充実を図りながら暮らすことができる社会の実現につながることに加え、生産年齢人口の減少という我が国が直面する大きな課題についても記載しています。 計画に掲げる施策に基づき、女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備に取り組みます。	P8 P11
<重点的に取り組む項目>に基本的な視点のうち「安心づくり」(の内容)が入っていない。女性に対するあらゆる暴力の根絶は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。暴力が大きな社会問題となっている現況の中で、毎日を安心して暮らしていくために、重点的に取り組んでいただきたいことの一つと考える。	「安心づくり」の施策は、県民の暮らしの安心を確保するために重要なものであり、「DV防止基本計画」など、個別の計画を定めて取り組んでいることから、これらの計画を着実に推進していきます。	P8

【第2章】基本となる施策の方向と具体的施策
【環境づくり】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
賃金について、女性比率の多い産業（保育・医療・介護・福祉）は賃金水準が低いとされている。産業別、職種別、雇用別などで特徴や問題点を把握し策定に当たってほしい。	賃金水準の差には、勤務形態、職種、平均勤続年数など、様々な要因があると考えられます。性別に関わりなく誰もが希望する形で働くことができる雇用環境が整備されるよう、国や市町と連携し、計画に掲げる施策を実施します。	P11
女性の6割が非正規という実態から非正規問題にもっと重点を置いた計画を策定してほしい。	男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用の割合が高いという現状を踏まえて策定しており、性別に関わりなく誰もがその個性と能力を十分に発揮し、希望する形で働くことができる雇用環境が整備されるよう、計画に掲げる施策を実施します。	P11
給与水準について、一般労働者（正規雇用）の男女の比較になっているが、今は女性の6割が非正規の実態から、非正規雇用を含めた、正規、非正規の男女の賃金格差指数を出すべきではないか。また女性の就業率目標については非正規雇用を含む数値になっているようだが、賃金比較は正規のみというのはいかがなものか。	給与水準については、「短時間労働者」以外の非正規雇用も含めた一般労働者の状況で、詳細は資料編に掲載しています。	P11 , P49
「仕事と家庭が両立できる制度の充実」の参考指標「育児休業などを就業規則などに明文化している企業の割合」が平成27年度で69.3%となっているが、将来的にもっと上がることを望む。	計画に掲げる施策に基づき、引き続き、仕事と家庭が両立できる環境の整備を推進していきます。	P19
男女ともに働きやすい環境づくりに、力を入れてほしい。廿日市市は中小企業が多く、育児や介護の休暇を取るための、代替の人を入れることが困難。働きやすい環境を整えることが必要だということを、事業所に分かってもらえるような取組をしてほしい。事業所が利用しやすい助成制度を作してほしい。また、制度の周知をもっと広く実施してほしい。	計画に掲げる施策の実施段階で、引き続き、性別に関わりなく誰もが働きやすい職場づくりの促進及び両立支援に関する制度の周知を行います。	P17 ~ 19
1(1)「女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備」（及び第1章＜重点的に取り組む項目＞）について、「女性の活躍」が強調され、第3次基本計画にある「ワーク・ライフ・バランス」の取組がない。このままだと、すべての働く女性に対する基本計画にならない危険性がある。雇用環境整備を言うのであれば、家庭生活（子育て、介護など）と労働環境の改善なくして働き続けられないし、キャリアを積むことは出来ない。そのための行政・事業主の役割は大きい。	仕事と家庭が両立できる環境の整備を図るため、「仕事と家庭が両立できる制度の充実」を計画に掲げており、これに基づき施策を実施します。	P17 ~ 19
育児・介護休業法など、諸制度の取得について、取得日数も目標に入れてほしい。また産業別、雇用別に特徴がある事と思われることから、個別の計画を策定すべきではないか。	現行計画において目標に掲げ取り組んできた結果、男性の育児休業取得率が上昇するとともに、男女とも育児休業取得期間は延びる傾向にある（広島県職場環境実態調査）ことから、引き続き男性の育児休業取得率を目標に掲げ、計画に掲げる施策を実施することにより、取得期間の延伸も含め、男女ともに育児休業を取得しやすい環境の整備を推進していきます。	P21

【環境づくり】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
<p>長時間労働について「60時間以上の雇用者割合」「年休取得率」など目標数値があるが、産業別の実態や問題を把握し、改善に向けた具体的な政策をたて、指導監督してほしい。</p>	<p>計画に掲げる施策の実施段階において、県内企業における働き方の取組状況を把握し、今後の効果的な支援等を検討していきます。</p> <p>なお、指導監督については、国の機関である労働基準監督署の権限であるため、直接県が行うことはできませんが、企業における働き方改革の取組の促進を通じて、長時間労働の是正などに取り組みます。</p>	P17～19
<p>育休制度、介護休業制度の規定の有無以外にも、取得率の目標を立ててほしい。</p>	<p>「男性の家庭への参画の促進」の個別目標に、「男性の育児休業取得率」を掲げています。</p>	P21
<p>男性の家庭への参画が進んでいない要因について、長時間労働の常態化などを挙げているが、固定的役割分担意識も大きな要因と考えられるので、その言葉を記入してほしい。</p>	<p>性別に関わりなく誰もが個性と能力を十分に発揮するためには、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、家庭などの社会のあらゆる分野において、誰もが共に参画し、責任を分かち合い、お互いに協力することが必要であることから、男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実に積極的に取り組むことを計画に掲げています。</p>	P20, P21 P28
<p>もっとも必要なのは配偶者（夫）が家事・育児における男女共同参画を実践すること。家事・育児において、事実上、大きな責任をもつことは女性の負担が過大になり、職がつづけられなくなるという事情もある。</p>	<p>「男性の家庭への参画の促進」を計画に掲げており、男性の積極的な家事・育児などへの参画が進むよう、引き続き、取り組みます。</p>	P20, P21
<p>「政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進」における個別目標「県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合」について、「全審議会」の目標値（34%）も、「法令などにより構成員の職務分野が指定されている5審議会を除く審議会」の目標値と同じ40%とすべきである。</p>	<p>法令などにより構成員の職務分野が指定されている審議会（5審議会）については、女性委員の占める割合が、関係機関や団体の特定の役職者の性別により変動することから、それらの審議会を除く審議会と同一の目標値を設定することは困難な状況ですが、計画に掲げる施策に基づき、割合が上昇するよう、引き続き、取り組みます。</p>	P23
<p>地域活動における男女共同参画の推進について、具体的施策に女性の活用や、男性の参画の推進等の記述が必要ではないか。</p>	<p>計画に掲げる具体的施策の実施段階で、男女が共に地域社会活動に積極的に参画できる環境が整うよう、より効果的な方法を検討していきます。</p>	P22～24
<p>広島県の男女共同参画の推進に向けての体制整備について、職員の増員と拡充を求める。</p>	<p>男女共同参画の推進に関する施策の推進に必要な体制を整えていきます。</p>	P25
<p>市町で取組に差があると思うため、市町に対して取組支援を強力にお願いしたい。</p>	<p>計画に掲げる施策に基づき、市町における男女共同参画の推進を支援していきます。</p>	P27

【人づくり】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
<p>「男女共同参画を推進するための啓発の充実」において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない為に、「性別に関わりなく誰もが人間として個性と能力を十分に発揮する」という表現にできないか。</p>	<p>全ての人一人の人間として個性と能力を発揮することができることを表現するものとして、「性別に関わりなく誰もが」と表記しています。</p>	P28
<p>国際的な取組の指針とあるが、女子差別撤廃委員会からの勧告について言及すべきではないか。</p>	<p>女子差別撤廃委員会からの勧告も含め、男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報の提供を、引き続き実施します。</p>	P28
<p>「各種メディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の促進」について、インターネット上のコミュニケーションツールで、女性・子供の人権が侵されないよう、県は分かりやすい広報・出版物の発行をしてほしい。</p>	<p>計画に掲げる施策の実施段階において、分かりやすい広報となるよう、取り組みます。</p>	P30
<p>メディアのながす情報が適正なものになることを具体的施策に取り込めないか、検討いただきたい。</p>	<p>メディアを通じて流れる様々な情報を県民が主体的に収集、判断し、適切に発信することができる能力が向上することにより、各種メディアにおいて、男女共同参画の視点に配慮した表現が行われるよう、計画に掲げる具体的施策を実施します。</p>	P30
<p>中学校・高等学校でデートDV等の取組をカリキュラムに加えて早くから男女共同参画の学習を。</p>	<p>生徒が男女共同参画について理解できるよう、学校教育においては、学習指導要領に則り、教育活動の全体を通じて、生徒の発達段階に応じた取組の充実を図ることを計画に掲げています。</p> <p>なお、デートDV防止に関する具体的施策については、「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づいて推進していきます。</p>	P31, P36
<p>キャリア教育の充実はとても大切だと思う。今まで以上に推進すべきである。特に、学校へ来ていない子（病弱、不登校、貧困など）へのキャリア教育の支援が必要だと思う。</p> <p>民生児童委員は学校の行事等への参加案内があり、児童生徒の活動の様子と学校の現状が説明され把握できるが、人権擁護委員は学校との連携・懇談等は年に1～2回事務的に伺うことぐらいで少し遠く感じる。連携の部分が明確になると動きやす見えやすくなると思う。</p> <p>※基本計画については特にない。大筋理解できる。</p>	<p>計画に掲げる施策に基づき、学校・家庭・地域社会の連携のもと、幼児児童生徒の「知・徳・体」の調和のとれた発達を促す取組、自己実現を支援する取組などを幅広く展開していきます。</p>	P31

【安心づくり】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
<p>男性はもちろん、女性の喫煙及び受動喫煙によって、著しい健康被害が生じるため、女性を喫煙及び受動喫煙から守ることを強調していただきたい。</p> <p>公共性の高い施設（飲食店を含め）だけでなく、家庭やマイカーでも、受動喫煙の危害から妊産婦を含む女性・子ども達を守ることを最優先に、条例制定・法制定、あるいは勧奨により、全面禁煙ルールを確立して、順次広げていくことが必要である。</p>	<p>喫煙及び受動喫煙対策を掲げている「健康ひろしま 21」（第2次）を着実に推進することを計画に掲げています。</p> <p>なお、受動喫煙防止対策として、広島県がん対策推進条例に基づき、平成28年4月から各施設に応じた対策を義務化しています。</p>	P33
<p>特に若い女性の痩身傾向は不健康であることも周知し、減少させることは極めて重要である。</p>	<p>適正体重を維持している若い女性の増加を目標として掲げている「健康ひろしま 21」（第2次）を着実に推進することを計画に掲げています。</p>	P33
<p>男女がお互いの身体的な違いを十分に理解し、相手に対して思いやりを持って接することは男女共同参画の推進に重要と考える。特に女性は、妊娠や出産等、各年代において男性とは異なる健康上の問題に直面することがあることから、男女がお互いに関する正しい知識を持つための教育の機会が必要と考える。ついては、「生涯を通じた健康対策の推進」の中に、「学校における思春期・性教育の充実」を盛り込んでいただきたいと思う。</p>	<p>「人づくり」の「男女共同参画を推進する教育の充実」における具体的施策として、児童生徒が、男女共同参画について理解し、互いの個性等を尊重できるよう、学校教育において、学習指導要領に則り、教育活動の全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた取組の充実を図ります。</p>	P31, P33
<p>子どもを持つことを望む夫婦の妊娠・出産に関する環境について、新婚女性への調査で「子どもはほしい」が94%となっている。しかし実際は晩婚化や長時間労働や賃金の低さから「子どもは作らない」「作れない」という実態が明らかになっている。同じ問題から「結婚を希望しない」「諦めている」またこの問題はどうか取り扱っているのか。</p> <p>広島県の婚活の企画で、広告費などかけているが、費用対効果はあるのか。</p>	<p>若者の結婚支援及び経済的・社会的自立への支援などを含めた結婚・妊娠・出産を切れ目なく支援する施策については、ひろしまファミリープラン（平成27年3月策定）に掲げて取り組んでいるところです。</p> <p>なお、広島県の出会い・結婚支援施策の認知度は、広報を始める前と比較して15%程度上昇していることから、一定の効果があると考えています。</p>	P35
<p>母性保護と母性保護健康対策について、働く女性の長時間（労働）の問題、非正規労働者の権利取得の難しさなど、実態を把握し、具体的対策を講じてほしい。</p> <p>長時間労働や夜勤労働による母性保護破壊（妊娠・出産異常）や夜勤の有害性などのエビデンスは明らかになっている。科学的なデータを基に策定してほしい。</p>	<p>計画に掲げる施策の実施段階で、働く女性が安全で安心な妊娠生活を送り、出産に至ることができるよう、取り組みます。</p>	P35
<p>「「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」において目標を定め、被害者の相談・支援体制及び自立支援の充実などの取組を着実に推進します。」となっているが「目標を定め」とはどのような目標なのか。</p> <p>相談件数が増えたり自立支援が増えるのは潜在的なDVが顕在化された結果であり数値目標では表せないと思う。</p>	<p>目標については、外部の有識者や関係者で組織する計画検討委員会での意見も踏まえ、現在策定中の「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）」において定めます。</p>	P36

【安心づくり】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
<p>「デートDV（交際相手からの暴力）が社会問題化しています」とあるが、デートDVについてあまりよく知られていないように感じる。実際には、どのような状況にあるのか。</p>	<p>御意見を踏まえ、デートDVについて現状を追記します。</p>	P36
<p>「配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進」について、「増加傾向にある知的・精神障害がある相談者からの相談・一時保護に対して、相談員などによる適切な対応や支援が困難なケースが生じています。」という記述は、知的・精神障害者を除外する、あるいは知的・精神障害のある相談者の方に問題があるような表現になっており、不適切である。様々な相談内容に対応できるよう相談員のスキルの向上が必要などの表現に修正すること求める。 (同趣旨の意見 4件)</p>	<p>御意見を踏まえ、「相談者や相談内容の多様化に対して、適切な対応や支援が実施できるよう、相談員などの資質の向上を図っていくことが必要です。」と修正します。</p>	P36
<p>DV対策として、子供のいるDV家庭での面前DVには、子供への虐待にもつながる可能性もあるので、今後とも適切な対応が必要と思われる。</p>	<p>計画に掲げる施策の実施段階で、引き続き面前DVについても対応します。</p>	P36
<p>「内閣府調査で、『DVを受けたが離婚しなかった』と答えた女性がその理由として挙げたのは、…『経済的な不安』が19%から大きく増えて45%になっています」とあるが、一体何を意味しているのか、どう解釈すればいいのか。</p>	<p>加害者と別れると生計が維持できないと考える被害者が大幅に増加していることから、経済的自立を含め、被害者の自立支援の充実などの取組を着実に推進することを計画に掲げています。</p>	P36
<p>具体的政策の中に、配偶者等からの暴力を未然に防止するため、男女交際が始まる中学生・高校生・大学生等の若者を対象に、デートDVについての啓発や教育の実施を入れていただきたいと思う。相手を支配する手段として暴力を身に付ける以前での啓発や教育が何よりも大切だと考える。大人になってからの教育では手遅れになると思う。</p>	<p>具体的施策において、推進することを掲げている「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の第3次計画を現在策定中であり、御意見を踏まえて検討していきます。</p>	P36
<p>女性に対するあらゆる暴力根絶について、DV・セクハラに加えて「マタハラ」について記載してほしい。いまやマタハラ経験者は4人に1人の実態である。</p>	<p>「環境づくり」の「女性の活躍促進に向けた雇用環境の整備」の具体的施策として、マタニティハラスメントの防止に関する啓発を行い、女性が妊娠・出産などを経ても就業継続できるよう、雇用環境の整備を支援することを掲げています。</p>	P12
<p>「困難を有する人への男女共同参画の視点に立った支援」について、国の「第4次男女共同参画基本計画」にも明示されているように、現状として「<u>広島で生活する外国人であること、アイヌ民族であること、同和地区出身者であること</u>」に加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合がある。」と、下線部分を加筆すること及び「具体的施策」に同和問題に対する正しい理解と、啓発活動の充実強化に取り組むことを加筆することを提案する。 (同趣旨の意見 2件)</p>	<p>御意見を踏まえ、国の「第4次男女共同参画基本計画」を勘案した表現に修正し、「具体的施策」については、人権教育・啓発を推進することを追記します。</p>	P38

【安心づくり】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
女性のひとり親の貧困はすでに社会問題となり就業率が問題ではないのは明らかである。就業率以外にも生活できる賃金，自立できる賃金を保障してほしい。	計画に掲げる施策の実施段階で，就業支援体制の充実に努めます。	P38
「誰もが安心して暮らし，自立できるための支援」の中に，子どもの貧困の問題がない。子どもの6人に1人が貧困と言われ深刻な問題である。また女性の貧困問題と子どもの貧困の問題は切り離せない。子どもの問題も計画に入れるべきではないか。	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「広島県子どもの貧困対策計画」を，「ひろしまファミリー夢プラン」（平成27年3月策定）と一体的に策定し，関係機関が連携し，教育，生活，就業，その他の支援施策の取組を推進しているところです。	P38

【その他】

寄せられた御意見の内容	県の考え方	該当頁
第3次計画以降の施策の達成状況をどう反映しているのか。 案自体は立派だが，資料からは，第1次～第3次（計画）の具体的施策の達成状況がわからない。その検証なしでは～次案は考えにくいと思う。	広島県男女共同参画基本計画（第3次）に掲げる施策を始めとする取組の結果を踏まえ，「基本となる施策の方向」ごとに，現状・課題を整理し，具体的施策を定めています。 計画に掲げる具体的施策など男女共同参画の推進に関する施策の実施状況については，年次報告を公表しています。	(全体)
計画策定に当たってのデータについて，産業別，職種別，雇用別に個別に実態を把握し，実効ある計画を策定してほしい。現状・課題から具体的施策とあるが，計画を達成できる具体的内容とは思えない。	県内の男女共同参画の現状について，データも踏まえた上で，「現状・課題」を分析しています。それぞれの「目指す姿」の実現に向け，「具体的施策」を確実に実施し，計画を着実に実行していきます。	(全体)
計画策定に当たって「幅広い団体から」意見を聞くことが基本だと考える。当会傘下の役員または代表者から意見を聞き反映してほしい。	県民意見募集に寄せられた，団体を含めた県民の皆様からの御意見を参考にしながら策定します。	(全体)
計画推進のための当県の独自の助成金や補助金の拡充をしてほしい。	計画に掲げる施策の実施段階で，効果的な実施方法を検討していきます。	(全体)